



2020年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社マーキュリアインベストメント
代表者名 代 表 取 締 役 豊島 俊弘
(コード番号：7190 東証第一部)
問合せ先 執行役員 営業 I R 部長 中井 竜馬
(TEL. 03-3500-9870)

航空機投資戦略に関するお知らせ

昨日、Avianca Holdings S.A.社（以下、「AH社」といいます。）がニューヨークの連邦破産裁判所にチャプター11（連邦破産法第11章）を申請したことを発表しました。AH社の子会社であるアヴィアンカ航空は南米コロンビアを代表する航空会社です。当社が運営する航空機投資ファンド（以下、「当該ファンド」といいます。）においては、アヴィアンカ航空を貸出先とする航空機1機を所有しております。

本件にかかる当社への影響をお知らせします。

記

1. AH社の状況

AH社のプレスリリースにおいては、「AH社とその一部の子会社および関連会社は、COVID-19パンデミックの影響を乗り越え、事業継続と再編を図るため、2020年5月10日、ニューヨーク州南部地区の連邦破産裁判所に連邦破産法第11章に基づく申請を行った」、「国際航空運送協会では、COVID-19パンデミックの予期せぬ影響により世界の旅客輸送が90%減少し、業界全体の収益は3,140億ドル減少すると予測しており、当社も今回の申請を余儀なくされた」並びに「チャプター11のプロセスを完了しアメリカ大陸における競争力の高い優れた航空会社として再生できるよう、そのために必要な追加流動性の提供についてコロンビア政府およびその他主要市場の政府と協議を続けている」旨説明されています。[\(https://aviancawillkeeponflying.com/\)](https://aviancawillkeeponflying.com/)

当社といたしましては、更なる詳細な事実確認に努めるとともに、当該ファンドにとっての最善の対応を実施すべく取り組んでまいります。

2. 業績への影響について

当社はセიმボート投資として、当該ファンドの一部に投資しておりますので、その投資持分を通じて当該ファンドの損益が当社の損益に反映されます。現時点においては、その影響を正確に見積もることは困難ではありますが、今期業績に及ぼす影響は今のところ限定的であると考えおり、当社の2020年12月期連結業績予想を変更する予定はありません。

今後、新たに開示すべき事実が発生した場合は速やかに公表いたします。

以 上